

政策広報
関東地方整備局

第228号

関東の窓

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. i-Construction2.0 活用工事成績評価要領を策定
～工事における先進的施工の取り組みについて評価します～
2. 令和6年の河川水質を公表します！ ～令和6年は83パーセントで環境基準を満足～
3. 関東甲信ブロック監理課課長等会議の開催について（令和7年度上期）
4. 第16回首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会の開催について
5. 川カシャ!2025 ～第44回川の写真コンクール～
～写真を通じて、新たな「川」の魅力を発見してみませんか!～
6. 令和7年「海の日」海事関係功労者表彰について
7. 令和6年度 優良工事等表彰式の開催について
～併せて、令和6年度の関東インフラDX大賞の授与を行います～
8. 「小規模現場で役立つ ICT 施工現場体験会」を開催します ～現場体験会の参加者を募集します～
9. 国道19号長野市信州新町水内地先における路面亀裂について（終報）
10. TEC-FORCE 予備隊員により被災地方公共団体への支援体制を強化します
～関東地方整備局において、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集します～
11. 令和6年度 優良工事等部長表彰式の開催について
～「特に優れた成績を収めた工事、業務、技術者」について表彰いたします～
12. 全建賞を受賞しました ～茨城県大洗町「堀割・五反田周辺地区防災集団移転促進事業」～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 二地域居住の中長期的な課題解決に向け先導的な取組を支援します！～地方公共団体と民間事業者等が連携したコンソーシアム14団体に交付決定～
2. 水の大切さを再認識！～全国各地で行われる「水の日」の関連イベントに参加してみよう～
3. 「港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令」等を閣議決定～港湾管理者の技術職員不足への支援～
4. 第28回日本水大賞の募集を開始～水に関わる優れた活動を顕彰、支援します～
5. 令和7年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰について

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. i-Construction2.0 活用工事成績評価要領を策定～工事における先進的施工の取り組みについて評価します～

企画部

i-Construction2.0 における「施工のオートメーション化」の普及促進を目的として、関東地方整備局発注工事において、事前に対象技術の使用予定を報告し、実際に活用した場合には、工事成績評定時に評価します。

1. 対象技術

i-Construction2.0 における「遠隔施工・自動施工」及び「ICT施工 Stage II」対象技術

2. 評価措置の内容

上記対象技術を実施した場合、工事成績評定時に評価措置を行う。

3. 評価対象工事

4. 評価措置概要

5. 補足事項

i-Construction2.0 活用工事成績評価要領参照願います。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02393.pdf

2. 令和6年の河川水質を公表します！～令和6年は83%で環境基準を満足～

河川部

関東地方整備局では河川水質管理の一環として、関東地方の一級河川の水質調査を実施しています。令和6年1月から12月までの水質調査結果について、「令和6年関東地方一級河川の水質現況2024」として公表します。

・生活環境の保全に関する環境基準の満足状況（資料 P2）

生活環境の保全に関する環境基準を満足した地点は83%（140地点/168地点）で、平成20年からは概ね横ばいです。（注1）生活環境の保全に関する環境基準とは、有機汚濁の代表的な指標であるBOD値又はCOD値を地点ごとに設定した基準のこと

・水質の改善状況（資料 P6）

10年前（平成26年）と令和6年で水質改善状況を比較すると、最も改善したのは、八筋川（やすじがわ）（利根川水系横利根川）で、次いで関戸橋（せきどばし）（多摩川水系多摩川）、是政橋（これまさばし）（多摩川水系多摩川）となりました。

・住民参加による水質調査（資料 P9～、P15～）

今後の河川水質管理の指標による調査として延べ228人、水生生物による水質の簡易調査として延べ506人に参加いただき、調査を実施しました。

・その他、ダイオキシン類に関する実態調査や水質事故の状況についても掲載しています。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02494.pdf

3. 関東甲信ブロック監理課長等会議の開催について（令和7年度上期）

建政部

下記のとおり開催しますのでお知らせします。

今回は、①持続可能な建設業に向けた制度的対応及び技能労働者の処遇改善②公共工事の円滑な施工確保③公共発注体制の強化について、意見交換・議論を行う予定です。

実施日時 令和7年7月18日（金） 13：30～16：30

場所 さいたま新都心合同庁舎2号館 14階 災害対策本部室
さいたま市中央区新都心2番地1

開催方式 対面・WEB 会議併用

議題（予定） 第一部 検討議題

- 1 持続可能な建設業に向けた制度的対応、技能労働者の処遇改善
 - 2 公共工事の円滑な施工確保
 - 3 公共発注体制の強化
- 第二部 報告議題など

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02509.pdf

4. 第16回首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会の開催について

首都圏広域地方計画推進室

国土交通省関東地方整備局・関東運輸局

首都圏広域地方計画協議会では、令和4年度より新たな広域地方計画の策定に着手し、これまで15回の有識者懇談会を開催し、有識者からご意見を伺い、検討を進めてまいりました。

このたび、「第16回首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会」を開催し、「新たな首都圏広域地方計画中間とりまとめ（案）」に関して、有識者からご意見を伺います。

1. 日時 令和7年7月18日（金） 14：00～
2. 場所 ベルサール九段 3階 Room 2
（東京都千代田区九段北1丁目8番10号 住友不動産九段ビル）
3. 議事 意見聴取、その他
4. その他 ・会議は会場の都合により、報道関係者に限り公開とさせていただきます。
・写真及び映像等の撮影は冒頭から議事に入る前まで可能です。
※取材を希望される報道機関の方は、別添資料のとおり7月16日（水）12：00までにご連絡ください。
※会議資料及び議事要旨は、後日、関東地方整備局ホームページに掲載予定です

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02508.pdf

5. 川カシャ！2025 ～第44回 川の写真コンクール～写真を通じて、新たな「川」の魅力を発見してみませんか！～

河川部

当コンクールは、毎年7月に実施している河川愛護月間（注1）の一環として、川に出かけ、それぞれの目線で写真を撮影することを通じて、川に興味を持ち、川を大切にしたい気持ちや防災意識を高めていただくことを目的に開催しています。

昭和56年から始まり、今年で44回目を迎える写真コンクールで、昨年は約3,400点の作品を応募頂きました。今年もたくさんの応募をお待ちしています。

■テーマ 「川と人のふれあい」

■応募資格 関東地方（山梨県、静岡県を含む）に在住、在学中の小中高生
または、関東地方（山梨県、静岡県を含む）に在住の一般の方
（デジタルの部、プリントの部で応募資格が異なります。）

■募集期間 令和7年7月14日（月）～9月12日（金）（消印有効）

詳細につきましては、関東地方整備局ホームページをご参照ください。

（注1） 河川愛護月間とは、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とした運動です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02513.pdf

6. 令和7年「海の日」海事関係功労者表彰について

港湾空港部

令和7年「海の日」にあたり、関東地方整備局管内における別紙名簿の海事関係功労者及び優良団体に対し、表彰式典を行います。

○受賞者数

【国土交通大臣表彰】（受賞者名簿1）

海事関係功労者表彰 2名

海をきれいにするための一般協力者表彰 1団体

【関東地方整備局長表彰】（受賞者名簿2）

海事関係功労者表彰 10名

海をきれいにするための一般協力者表彰 3団体

なお、式典会場、日程につきましては以下のとおりです。

・日時 令和7年7月24日（木） 14：00～

・会場 横浜市開港記念会館（横浜市中区本町1丁目6番地）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02530.pdf

7. 令和6年度 優良工事等表彰式の開催について～併せて、令和6年度の関東インフラDX大賞の授与を行います～

企画部・港湾空港部

関東地方整備局では、令和6年度に完成した工事、完了した業務の中から、「特に優れた成績を収めた工事、業務、技術者」について、下記のとおり「令和6年度 優良工事等表彰式」にて表彰（局長表彰）しますので、お知らせします。

併せて、建設業界全体の「生産性向上」及び「働き方改革」等につながる優れた取組を行った工事・業務について、関東インフラDX大賞として表彰いたします

1. 日時 令和7年7月17日（木）14時00分～17時00分（2回に分け開催）
 - ① 14時00分～15時30分 優良工事、優秀工事技術者、安全管理優良受注者、工事成績優秀企業認定
 - ② 16時00分～17時00分 優良業務、優秀技術者、関東インフラDX大賞
2. 場所 さいたま新都心合同庁舎1号館2階講堂
3. 表彰（認定）件数及び人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1～3参照
※上記3. の優良工事、優良業務等の概要及び表彰理由は、参考資料1～参考資料2を参照願います。関東インフラDX大賞の概要及び表彰理由は、参考資料3を参照願います。
また、参考資料は関東地方整備局ホームページにて公開いたします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02518.pdf

8. 「小規模現場で役立つICT施工現場体験会」を開催します～現場体験会の参加者を募集します～

企画部

関東技術事務所

中小建設業への更なる ICT 施工普及拡大に向け、小規模現場で役立つ ICT 施工技術として、省力化建機（チルトローテータ）、小型 ICT 建機、電動建機、遠隔操作建機、自動積込建機、計測機器などの現場体験会を開催します。なお、当日は技術講演を合わせて実施します。

【募集概要】

- ・ 募集対象：ICT 施工に興味のある方（発注者（国・地方公共団体職員）、受注者、学生など）
- ・ 申込期間：令和7年7月18日（金）14:00～令和7年8月27日（水）17:00 まで
- ・ 申込方法：別紙を参照願います。

【講習概要】 現場体験のみ 現場体験＋技術講演

- ・ 開催日時：第1回令和7年8月28日（木）10:00～12:00（10:00～13:15）
第2回令和7年8月28日（木）13:30～15:30（12:15～15:30）
第3回令和7年8月29日（金）10:00～12:00（10:00～13:15）
第4回令和7年8月29日（金）13:30～15:30（12:15～15:30）

両日、12:15～13:15 に技術講演会を開催、体験会の前後に参加できます。

[各回定員 80 名複数回参加可能] ※各回の実施内容は同一です

- ・ 開催場所：関東 DX・i-Construction 人材育成センター
千葉県松戸市五香西 6 丁目 12 の 1
- ・ 実施概要：現場体験：小規模工事で役立つ最新の ICT 施工技術
技術講演：ロボット建設機械の研究開発状況(土木研究所:橋本毅氏)ほか
- ・ 参加費用：無料
- ・ 留意事項：参加人数によっては時間の都合により全てを体験できない場合があります。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02536.pdf

9. 国道 19 号長野市信州新町水内地先における路面亀裂について（終報）

長野国道事務所

国道 19 号の長野市信州新町水内地先において、非常駐車帯の路面亀裂・沈下に伴う法面崩落部の恒久対策工事を実施しておりましたが、対策工事が完了しますのでお知らせします。

なお、工事完了に伴い、令和 7 年 7 月 22 日（火）15 時に非常駐車帯の規制を解除します。

国道 19 号の長野市信州新町水内地先の非常駐車帯において、令和 6 年 4 月 15 日（月）に発生した路面亀裂・沈下対応のため、令和 6 年 11 月 18 日（月）より法面崩落部の恒久対策工事を実施しておりましたが、対策工事が完了し、令和 7 年 7 月 22 日（火）15 時に非常駐車帯の規制解除をもって一連の対策工事が完了しますのでお知らせします。

周辺住民の皆様及びご通行の皆様には、ご不便をお掛けしました。
ご協力ありがとうございました。

【これまでの経緯】

令和 6 年 4 月 15 日（月）非常駐車帯の路面亀裂発見

令和 6 年 4 月 25 日（木）亀裂に変動がみられたため、終日片側交互通行規制を開始

令和 6 年 5 月 10 日（金）応急対策工事（根固めブロック設置）開始

令和 6 年 5 月 21 日（火）応急対策工事（根固めブロック設置）完了

令和 6 年 11 月 18 日（月）路面亀裂恒久対策工事開始

令和 7 年 2 月 28 日（金）終日片側交互通行規制解除（法面崩落部対策が一部完了）

令和 7 年 7 月 22 日（火）路面亀裂恒久対策工事完了、非常駐車帯規制解

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02547.pdf

10. TEC-FORCE 予備隊員により被災地方公共団体への支援体制を強化します～関東地方整備局において、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集します～

災害対策マネジメント室

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、災害時に被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する地方公共団体支援等を実施しています。今般、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。

「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員（以後、必要な場合を除き「非常勤職員」と記載します）として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

○募集期間 7 月 23 日(水)～9 月 17 日(水)18 時（必要書類をメール・郵送にて提出）

○予定している職務内容

- ・被災地における、情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整（リエゾン）、被害状況調査及び災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言等

TEC-FORCE 予備隊員の募集についての詳細は、別紙 1 のとおりです。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_s_kisha_00396.pdf

11. 令和 6 年度 優良工事等部長表彰式の開催について～「特に優れた成績を収めた工事、業務、技術者」について表彰いたします～

関東地方整備局では、令和 6 年度に完成した工事、完了した業務の中から、「特に優れた成績を収めた工事、業務、技術者」について、下記のとおり「令和 6 年度優良工事等部長表彰式」にて表彰（部長表彰）いたしますので、お知らせいたします。

1. 日時 令和 7 年 7 月 24 日（木）
2. 場所 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
3. 表彰件数及び人数資料 1 参照
 - （1）優良業務及び優秀技術者表彰 5 件及び 5 名
 - （2）若手・女性技術者奨励賞 4 名

※上記 3 の概要及び表彰理由は、資料 1 を参照願います。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_s_kisha_00391.pdf

12. 全建賞を受賞しました～茨城県大洗町「堀割・五反田周辺地区防災集団移転促進事業」～

茨城県大洗町における「堀割（ほりわり）・五反田（ごたんだ）周辺地区防災集団移転促進事業」について全建賞（部門連携の部）を受賞し、地域の特性やニーズを反映した実効性の高い取り組みが高く評価されました。

事業概要：

令和元年に発生した東日本台風の被害を受け、具体的な移転手法が未確定の中、地域住民の理解と協力の基に、国（河川管理者）や大洗町などの関係機関が連携して取り組み、事前防災としては全国初となる「市街地における差し込み型による防災集団移転」という具体的な移転手法を策定しました。

評価された点：

令和 7 年 6 月 27 日に開催された「令和 6 年度全建賞」の表彰式では、地域の特性やニーズに応じた実効性の高い手法を追求し、防災まちづくりの新しいモデルケースとなった点が高く評価されました。

全建賞とは：

一般社団法人全日本建設技術協会が主催し、良質な社会資本整備の推進と建設技術の発展を促進することを目的として昭和 28 年（1953 年）に創設された、歴史と伝統ある賞です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02576.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 二地域居住の中長期的な課題解決に向け先導的な取組を支援します！～地方公共団体と民間事業者等が連携したコンソーシアム14団体に交付決定～

令和7年度「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」として、二地域居住等の促進を通じて地方への人の流れを創出・拡大するため、官民連携のコンソーシアムが実施する二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組14件を採択し、交付決定を行いました。

<事業の概要>

全国的な人口減少・少子高齢化により地域の持続性が脅かされている中、二地域居住等の促進を通じて地方への人の流れを創出・拡大するため、二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組を支援し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題解決に資する対策や取組の実装を図るものです。

なお、今回の交付決定は、本年3月26日に交付決定した令和6年度「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」の2次募集結果となります。

- 公募期間 令和7年4月28日～令和7年5月30日
- 応募団体 15団体
- 交付決定団体 14団体（詳細は別紙参照）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000167.html

2. 水の大切さを再認識！～全国各地で行われる「水の日」の関連イベントに参加してみよう～

貴重な水資源や健全な水循環についての理解と関心を深めることを目的に、8月1日を「水の日」と定め、地方公共団体やその他関係団体の協力を得ながら、水の大切さに関する普及啓発活動を全国的に実施します。今年は7月1日現在で261の行事が予定されています。

「水の日（8月1日）」は平成26年に制定された水循環基本法において、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深める日として位置づけられました。「水の日」・「水の週間（8月1日～7日）」には、国・地方公共団体・事業者・民間の団体が連携して、例年、水の大切さに関する普及啓発活動を全国的に実施しています。

関連行事概要

（1）中央行事

1. 水を考えるつどい

日時：令和7年8月1日（金）14：00～

場所：イイノホール

（東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング4階）

内容：水の作文コンクール表彰式、講演

※入場無料（事前申込制：下記URL参照）

(URL :

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000024.html

2. 水のワークショップ・展示会

日時：令和7年8月4日（月）10:00～

場所：科学技術館（東京都千代田区北の丸公園2-1）

内容：水に関する講演・パネル展示など（予定）

(URL : <https://www.mizunohi.jp/index.html>)

(2) 全国でのイベント

国、地方公共団体、その他関係団体により、水に関する各種の行事が実施されます。「水の日」関連行事の開催予定は別紙のとおりです。関連行事は国土交通省ホームページでも掲載しています。

(URL: https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000012.html)

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000166.html

3. 「港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令」等を閣議決定～港湾管理者の技術職員不足への支援～

「港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」、「港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令」及び「北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に関する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

令和7年4月23日に公布された「港湾法等を一部改正する法律（令和7年法律第25号。以下、「改正法」という。）」の技術職員が不足する港湾管理者への支援のための工事代行等に関する規定等は、その公布の日から3月以内の政令で定める日から施行することとされていることから、今般、改正法の施行期日を定めるとともに、施行に必要な政令の整備を行います。

2. 概要

(1) 港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日を令和7年7月22日とします。

(2) 港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

[1] 港湾法施行令の一部改正

○国土交通大臣が直轄工事又は高度港湾工事（港湾管理者の要請に基づく、国による高度な技術等を要する港湾工事）を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち港湾管理者に通知すべきもの等について定めます。

○国土交通大臣が高度港湾工事を行うことができる港湾施設を定めます。

・定める港湾施設は、水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（駐車場及びヘリポートを除く）

○その他所要の改正を行います。

[2] 沖縄振興特別措置法施行令の一部改正

○国土交通大臣が直轄工事を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち港湾管理者に通知すべきもの等について定めます。

[3] その他政令の改正

（３）北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に関する政令

○国土交通大臣が直轄工事を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち港湾管理者に通知すべきもの等について定めます。

３．スケジュール

公布：令和７年７月４日（金）

施行：令和７年７月２２日（火）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/port05_hh_000390.html

４．第28回日本水大賞の募集を開始～水に関わる優れた活動を顕彰、支援します～

日本水大賞委員会（名誉総裁 秋篠宮皇嗣殿下、委員長 日本科学未来館名誉館長 毛利衛）と国土交通省は、令和７年７月７日から第２８回日本水大賞の募集を開始します。

日本水大賞は、水循環の健全化に向けた諸活動を広く顕彰し、活動を支援するために創設されました。水防災、水資源分野などで活動する個人、団体などが募集対象です。

１．応募の対象範囲

- （１）対象となる活動分野：水防災、水資源、水環境、水文化、復興
- （２）対象となる活動主体：学校、企業、団体、個人、行政

２．応募方法

応募用紙（４枚）に応募活動の概要、活動のアピールポイント等、必要事項を記入の上、下記送付先に E-mail または郵送等で応募してください。

（１）応募要項の取得 <http://www.japanriver.or.jp/taisyo/>

（２）送付先 公益社団法人 日本河川協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-6-5 麹町 E.C.K ビル 3 階

E-mail : taisyo@japanriver.or.jp

（３）募集期間 令和７年７月７日～10月31日（郵送の場合は当日消印有効）

３．日本水大賞の内容

応募頂いた活動の中から、優れたものに対して以下の賞を授与します。

[1]大賞、[2]大臣賞（国土交通大臣賞、環境大臣賞、農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、経済産業大臣賞）、

[3]市民活動賞、[4]国際貢献賞、[5]審査部会特別賞など

4. 過去の各受賞内容については、下記URLより参照ください。

https://www.japanriver.or.jp/taisyo/oubo_jyusyou/jyusyou_katudou/no26/no26_jyusyou_katudou.htm

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001305.html

5. 令和7年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰について

別紙名簿の建設事業関係功労者及び優良団体に対し、大臣表彰を行います。
なお、表彰式は下記のとおり行われます。

1. 日時 令和7年7月10日（木）11時00分より
2. 式場 国土交通省10階共用大会議室
3. 受賞者数 239名3団体

<表彰分野>

収用委員会等、総合建設業、専門工事業、不動産業、測量事業等、建設機械、都市計画事業、河川事業、道路事業、住宅・建築事業、優良団体

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo03_hh_000400.html

6. “ダムを見に行こう 夏号2025”～夏のダムで様々な体験を！～

“ダムを見に行こう 夏号2025”をリリースしました。今号では、全国各地のダムで夏に行われるイベント（ダム見学等）を紹介しています。

【全国各地でイベント開催中！～様々な体験をしよう！～】

※下記のダムを特集しています。

他にも紙面ではイベント実施予定のダムの情報を掲載しています。

- ・豊平峡ダム（北海道）
- ・堀川ダム（福島県）
- ・横山ダム（岐阜県）
- ・河内川ダム（福井県）
- ・永瀬ダム（高知県）
- ・竜門ダム（熊本県）

“ダムを見に行こう 夏号2025”は以下URLでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/river/dam/dam_tourism.html

過去の“ダムを見に行こう”（2013年～）についても上記URLでご覧いただけます。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000252.html

7. 「下水道展'25 大阪」が開催！～下水道分野における国内最大の展示会～

7月29日（火）～8月1日（金）にかけて、インテックス大阪において国内最大の下水道展示会「下水道展'25 大阪」が開催されます。今年は350の企業・団体が出展するほか、セミナー等の多様な催しが開催されます。

下水道展では、全国の地方公共団体が抱える課題の解決などを目的に、下水道関連企業・団体が開発した幅広い分野の最新技術や機器等の展示が行われるとともに、セミナーの開催など様々な企画が実施されます。あわせて、一般市民の方々に下水道への理解を深めてもらうため、その役割をわかりやすく紹介するパブリックゾーンも展開されます。

▼ 開催概要

1. 期 間：令和7年7月29日（火）～8月1日（金）10:00～17:00
（初日は10:30 開館、最終日は16:00 閉館）
 2. 場 所：インテックス大阪（大阪市住之江区南港北1-5-102）
 3. 主 催：公益社団法人日本下水道協会
 4. 後 援：国土交通省、環境省、総務省、経済産業省、文部科学省ほか
 5. 出展団体：350 社・団体
- 【参考】「下水道展'25 大阪」のHP：<https://www.gesuidouten.jp>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000664.html

8. 全日本中学生 水の作文コンクール受賞作品が決定！～子どもたちの水への思いがつまっています～

全国の中学生及び海外日本人学校在学の日本人中学生を対象に、「水について考える」をテーマに全日本中学生 水の作文コンクールを開催しており、第47回の今年は総数7,482編の応募をいただきました。

審査の結果、最優秀賞（内閣総理大臣賞）1編のほか受賞作品を決定しました（別紙1）

本コンクールは、「水の日」（8月1日）及び「水の週間」（8月1日～8月7日）の行事の一環として昭和54年より実施しているものです。次代を担う中学生を対象とし、広く水に対する関心を高め、その理解を深めることを目的としています。

※優秀賞以上の作品は別紙2のとおりです。

入選作品については、以下のHPでご覧になれます。

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000010.html

令和7年8月1日（金）にイイノホール（東京都千代田区）にて開催される第49回「水の日」記念行事「水を考えるつどい」において、優秀賞以上の受賞者の表彰式を執り行います。※「水を考えるつどい」については以下のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000024.html

※表彰式では東京都の地方審査で選ばれた東京都知事賞も同時に表彰予定です。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000168.html

9. 「道路法施行規則の一部を改正する省令」の公布について～占用物件の維持管理の基準を強化します～

道路法施行規則の一部を改正する省令が本日、公布されました。本省令の施行に伴い、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、道路占有者に対して、占用物件の安全性に関する報告及び地下占用物連絡会議等が必要と認める場合における点検結果等の報告を求めることとします。

1. 背景

令和7年1月28日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故が発生したことを踏まえ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」にて、関係者間におけるリスク情報の共有のあり方等について議論されており、道路管理者と道路占有者との連携強化が求められております。

直轄国道においては、「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン（令和元年5月30日）」により、占用物件の占用期間満了に伴う更新時等における道路占有者による書面の提出等をもって、道路管理者は、占用物件の安全性について確認を行っております。一方で、地方公共団体が管理する道路については、国と同様の取組を実施している都道府県は全体の約6割、市町村は約2割にとどまっており、占用物件の管理状況が十分に道路管理者に共有されていない状況にあります。

また、今般の道路陥没事故の発生を受け、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、本年4月より、各都道府県において、道路管理者と道路占有者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐための取組の状況共有などを行う場として地下占用物連絡会議が設置されており、占用物件の規模や種類、場所等も考慮しながら、こうした取組をさらに進める必要があります。

2. 概要

道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の5を改正し、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、以下の2点を占用物件の維持管理の基準として位置づけることとします。

- ・道路占有者は、占用物件の区分ごとに定める時期（電柱、電線及び地下管路等にあつては、占用の期間の更新時及び5年に1回、それ以外の占用物件にあつては占用の期間の更新時）に、道路管理者に対して占用物件の安全性を確認した旨を報告すること

- ・電柱、電線及び地下管路等の占有者にあつては、道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2第1項に規定する協議会等が組織されている場合には、当該協議会等）が定める期間ごとに、点検の実施状況や結果等の占用物件の維持管理の状況に関する事項について報告を行うこと

※地下占用物連絡会議は、道路法第28条の2第1項の協議会として設置。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和7年7月25日

施 行：令和8年4月1日

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001966.html